

議 事 内 容

専 務 理 事

皆様、ご着席ください。

本日の「第23回常設審議委員会」については、審議委員の総数19名に対し15名の出席をいただいています。常設審議委員会運営規程第11条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。

それから、委員の皆さまには事前に資料を送付しておりますが、送付後1件審議案件が追加となりましたので、資料の訂正をお願いします。表紙の農地法第4条0件を1件、うち3,000㎡超を1件、また、合計5件を6件、うち3,000㎡超を2件から3件に訂正をお願いします。

本日、坂井会長が急遽欠席ということですので、開会に当たりまして、貝原副会長よりご挨拶を申し上げます。

副 会 長

第23回常設審議委員会の開会に当たり、ご挨拶申し上げます。

暦の上では立春を過ぎましたが、まだまだ寒い日が続いております。北陸等では豪雪によるハウスの倒壊など、農業への被害も出ている状況です。

さて、今国会において、全国的に問題となっている所有者不明農地について、簡単な手続きで利用権設定できる新制度や、これまで農地転用とされてきたコンクリート張りの農業用ハウスについては農地として取り扱うという改正法案が審議される見通しとなっております。これらは、昨年11月に行った国への要請に応える形で制度改正に向かっているものです。今後とも、我々農業委員会系統組織では、農業者の意見を汲み上げ、しっかり取り組む必要があると感じているところでございます。

ところで、本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取について、農地法第4条・1件うち3,000㎡を超える案件が1件、第5条・5件うち3,000㎡を超える案件が2件、合計・6件うち3,000㎡を超える案件が3件となっております。

どうか慎重にご審議いただきますようお願いいたします。

また、農地法による意見聴取の後に、先月意見交換いただいた「農業委員会の体制移行と農地利用適正化の推進」について、補足説明の時間をとっておりますので、最後まで、ご協力いただきますようお願いいたします。

専 務 理 事

ありがとうございます。

それでは、審議に入ります前に、前回の審議の中で議論がありました事項について、報告をさせていただきます。

(資料1に基づき説明)

専 務 理 事

それでは、常設審議委員会に入りたいと思いますが、議長は会長となっておりますが、本日は欠席ですので、定款等の規定により貝原副会長にお願いします。

議長	<p>只今から議事に入ります。 議事録署名者として、 委員と 委員にお願いし、書記は農業会議事務局といたします。</p>
農業会議事務局	<p>それでは、農地法第4条及び第5条の規定による意見聴取に入ります。 一括上程しますので、内容について、各市町農業委員会事務局及び農業会議事務局から説明をお願いします。</p> <p>(前月の審議案件の結果について報告)</p>
農業委員会	<p>農業委員会より説明いたします。 整理番号4-1、申請の牛舎建築及び進入路設置用地への転用において、申請地は土地改良区の受益地内ではありませんが、高低差が激しく農業用水の整備も行われていない間接受益地に当たるため、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である第2種農地と判断しており、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。</p>
農業委員会	<p>農業委員会より説明いたします。 整理番号5-1、申請の土砂置場用地への一時転用において、申請地は市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内にある農地と判断されますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものである場合は許可し得ることから許可相当と判断しております。</p>
農業会議事務局	<p>農業委員会からの提出案件でございますが、農業会議の方で説明をとの依頼がありましたので、代わって説明いたします。 整理番号5-2、申請の工事用道路、施工ヤード用地への一時転用において、申請地は市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内にある農地、及び中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である第2種農地と判断されており、農用地区域内農地については、仮設仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものである場合は許可し得ることから許可相当、第2種農地については、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから許可相当と判断されております。</p>
農業会議事務局	<p>最後に、1,000㎡以上3,000㎡以下の農振農用地・甲種農地・第1種農地のうち農業用施設・農家住宅・植林を除く案件については、農地法第5条関係が1件、2件の計3件ございます。併せてご審議のほどお願いします。</p>

議	長	農地法第4条関係1件、第5条関係5件、合計6件について説明がありました。 ここで、3,000㎡を超える3案件について、案件ごとに審議を行いたいと思います。
議	長	はじめに、農地法第4条関係、農業委員会経由、申請の牛舎建築及び進入路設置用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
	委員	先程説明の中で、この農地については、事業の受益地ではあるものの、間接受益地であると聞こえましたが、そこをもう一度教えていただけますか。
	農業委員会	同じ受益地内でも、土地改良事業を行っていない場所がありまして、こちらについては間接受益地となります。開発が行われているところは直接受益地と言いまして、そのように区分されています。
	委員	間接受益地というのは、土地改良区の定款が何かで分けられている呼び名ですか。聞きなれない言葉だったので。
	農業委員会	そうですね。手が入っていないけれども受益地の範囲内に入っているということになります。
	委員	そういう分けをされているということですね。分かりました。
議	長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
	委員一同	(意見・質問・異議なし)
議	長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
	委員一同	(挙手多数)
議	長	挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして農業委員会会長に回答いたします。
議	長	次に、農地法第5条関係、農業委員会経由、申請の土砂置場用地への一時転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
	委員一同	(意見・質問・異議なし)
議	長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。

それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同 (挙手多数)

議長 挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、農業委員会経由、申請の工事中用道路、施工ヤード用地への一時転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同 (意見・質問・異議なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同 (挙手多数)

議長 挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして農業委員会会長に回答いたします。

議長 最後に、1,000㎡以上3,000㎡以下の農振農用地・甲種農地・第1種農地のうち農業用施設・農家住宅・植林を除く案件について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同 (意見・質問・異議なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同 (挙手多数)

議長 挙手多数ですので、1,000㎡以上3,000㎡以下の案件についても異議ないものと認め、先ほどご決定いただきました3,000㎡を超える案件と合わせ、本日意見を求められた農地法第4条関係1件、第5条関係5件について、各市町農業委員会会長に異議なしとして回答することといたします。

議長 続きまして、3番目の項目に移ります。
「農業委員会の体制移行と農地利用最適化の推進」について、事務局より説明をお願いします。

農業会議事務局 (資料3について説明)

議長 ありがとうございました。

それでは、以上をもって、議事を終了いたします。

議 事 終 了

専 務 理 事

最後に、その他の項目に移ります。
(資料4～6について説明)

専 務 理 事

ありがとうございました。
以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。

1 5 時 0 5 分